

平成 27 年（2015 年）8 月 11 日
政 策 会 議 資 料
こども部こども育成室児童育成課

留守家庭児童育成室の運營業務委託拡大について

1 趣旨

留守家庭児童育成室（以下「育成室」とします）の運営について、全 36 か所のうち 12 か所を民間事業者へ業務委託します。

既に平成 27 年 4 月から、新設した千里丘北育成室の運営を民間事業者に委託しているため、今後、残る 11 か所について、業務委託を進めていきます。

2 経過等

(1) 子ども・子育て支援事業計画

留守家庭児童育成室の対象学年を平成 29 年度に 4 年生、平成 30 年度に 5 年生、平成 31 年度に 6 年生まで、順次拡大することを計画しています。

ア 児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の対象が小学校 6 年生まで拡大。

イ 高学年のニーズを踏まえた事業計画の策定。

(2) 非常勤指導員確保の限界

対象学年の拡大には、児童を受入れるための指導員を 1.5 倍程度増員する必要がありますが、3 年生までを対象にした現状においても、以下の理由により指導員の人材確保・育成が困難となっています。

ア 子ども・子育て支援施策の事業拡大の全国的取組により、保育士の需要が高まっていること。

イ 団塊世代の退職等による保育士や教員の雇用が拡がりを見せている中、非常勤であって保育士又は教員の資格要件を求めている本市の指導員については、その確保が難しい状況にあること。

(3) 業務委託の必要性

指導員の人材確保と事業の質の維持・向上を図りながら対象学年拡大を実現していく必要があることから、全 36 育成室の 3 分の 1 にあたる 12 か所の育成室の運営を民間事業者へ業務委託を行うものです。

3 委託に関する考え方

委託にあたっては、保育の質の確保と向上、民間事業者ならではの利点を活かしたサービスの向上を図ります。

(1) 委託業務の内容

ア 委託業務の範囲は育成室の運営のみとし、入室申請の受付や保育料関係業務等は市が行います。

イ おやつ提供等については、事業者が行う業務に位置づけます。

ウ 保育時間については、午後7時までの延長利用ができるようにします。

(2) 事業者の条件

児童の保育や幼児教育に実績があり、吹田市内で事業活動を行う、社会福祉法人及び学校法人であることを事業者の条件とします。

ア 責任者から指導員への細かい指示と、緊急時の迅速な対応が必要であること。

イ 事業者のノウハウを活用し、保育の質の確保と向上を図る必要があること。

(3) 事業者の選定方法等

ア 公募プロポーザル方式。

イ 契約期間は、保育の継続性が望まれるため、3年間とします。

(4) 保護者への説明等

ア 業務委託する育成室の保護者には事前に説明を行います。

イ 引継ぎ期間を設けスムーズに移行できるようにします。

ウ 委託業務開始後は保護者アンケートを実施する等、感想の把握や意見交換を行います。

エ 巡回や実地検査、事業者との業務連絡や協議を密にして運営を進めていきます。

4 委託育成室の選定

(1) 委託する時期

対象学年を4年生まで延長する平成29年度までに体制を整備しておく必要があることから、委託する時期は、平成28年度に5か所、平成29年度に6か所とします。

(2) 委託候補の選定条件等

ア 必須条件

(ア) 6年生まで対象学年を拡大しても、現在確保している施設で受入れ可能と見込まれること。

(イ) 6年生まで対象学年の拡大後、児童数の増減が少なく運営する学級数が安定していること。

イ 委託にあたり考慮すべき条件

(ウ) 校内の立地条件

(エ) 数名の待機児が生じる可能性

上記、(ア)・(イ)の両条件を満たす育成室を委託候補に選定します。

また、(ウ)・(エ)の考慮すべき条件を勘案し、より条件の整った育成室から委託を進めます。

(3) 委託対象育成室

ア 平成28年度

5か所（山一育成室、山三育成室、西山田育成室、津雲台育成室、青山台育成室）

イ 平成29年度

6か所（委託対象育成室については、現在のところ未定）

平成29年度までに、育成室の施設確保の状況が変わる可能性があるため、改めて選定することとします。

5 今後の予定

- | | |
|------------------|-------------------------|
| (1) 保護者への説明 | 平成27年9月以降随時 |
| (2) 9月定例会において提案 | 平成27年9月下旬から平成27年10月下旬まで |
| (3) 事業者公募 | 平成27年11月 |
| (4) 予定事業者決定 | 平成27年12月から平成28年1月まで |
| (5) 施設整備・補修等 | 平成28年1月から平成28年3月まで |
| (6) 実地での運営引継業務 | 平成28年3月 |
| (7) 委託事業者による保育開始 | 平成28年4月1日 |